

## 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書

消費税率が平成26年4月から8%、平成27年10月には10%まで引き上げが予定されている。国の財政を立て直すためにやむを得ない措置とはいえ、消費税の増税によって各家庭の経済的負担が増し、新聞の購読を控える家庭が増えることが懸念される。

新聞は公共性の高い民主主義の必需品であり、欧米諸国では「知識には課税しない」との意識が浸透し、一定の要件を備えた新聞や書籍、雑誌などに税制上の配慮をしている国が多くみられる。

文字離れ、活字離れが進み、国民の読み書き能力、教養や常識が衰えていくことは、国の文化施策としても好ましいことではないと思われる。世界に誇る戸別配達制度にも影響を及ぼし、情報インフラ整備がおくれる地域では情報弱者を生み出しかねない。

よって国においては、消費税増税に際し、複数税率の導入と新聞に軽減税率を適用するよう強く要望する。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月25日

岐阜県羽島市議会

(提出先)

内閣総理大臣、 財務大臣